

令和7年度第5回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和8年1月14日（水）

立川市保健医療部保険年金課

## 令和7年度第5回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和8年1月14日（水） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 本庁舎 101会議室

出席委員 被保険者代表（4名）  
小迫 雅信 西村 徳雄 宮本 郁子 森 比呂志

保険医及び保険薬剤師代表（5名）  
五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 久保 賢仁  
石原 一生

公益代表（4名）  
浅川 修一 若木 早苗 中山 ひと美 黒川 重夫

被用者保険等保険者代表（2名）  
大塚 智廣 増島 武

出席説明員 副市長 近藤 忠信  
保健医療部長 渡貫 泰央  
保険年金課長 根岸 竹明  
財政課長 徳丸 祐豪  
健康推進課長 佐藤 良博  
保険年金課業務係長 小安 裕史  
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄  
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

## 次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について
- 2 その他

## 資 料

- 資料 1 保険料改定前後 所得階層別保険料額比較（財政健全化計画に基づく  
引上げの場合） ※令和 8 年 1 月 14 日時点
- 資料 2 諮問に対する意見
- 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（答申）（案）

令和7年度第5回立川市国民健康保険運営協議会

令和8年1月14日

【保険年金課長】 国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和7年度第5回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。  
会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)  
議題に入る前に資料の確認をお願いします。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 前回の協議会で、A委員の意見を拝聴せずに終わったので、本日改めて、令和8年度の保険料などについて、A委員の御意見を頂戴したいと思う。A委員、お願いします。

【A委員】 国民健康保険は被用者負担が原則だと思う。来年度から、診療報酬の改定もあり、医科のほうは特に大幅なプラス改定となるので、料率の増加がこれから見込まれると考える。

財政健全化計画に沿った事務局案には賛成するが、状況が診療報酬の改定等いろいろ変化していくので、財政健全化計画についても見直しをしていくべきではないかと考える。

【会長】 それでは本日の議題に入る。立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について、前回に引き続き審議を行う。なお、本日の運営協議会において、答申書の取りまとめを行う。

諮問事項については、前回でおおむね意見の集約もできているが、国の関係通知の発出などにより数値等に変更があったことから、まず数値等の変更点の資料について説明を受け、質疑応答を行いたいと思う。その後に内容について審議を行った上で、答申案を取りまとめていきたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 まず、資料1。12月末に国の税制改正がいろいろあり、子ども・子育て分の賦課限度額が、3万円として今出されている。

これまで医療費分、後期高齢分、介護分ということで5万円の引上げで、プラス子ども・子育て分としての3万円が加わって、8万円の上限額の引上げということで、資料1に記載させていただいている。

世帯で1,000万円以上超えてこないと8万円までは到達せず、資料では、約369世帯である。

基本的に国のほうでは、上限額に達する人が大体1.5%ぐらいとなるように上限額を改定し、引き上げている。

立川市の状況で、この世帯数2万3,659世帯で369世帯を割ると、大体1.5%ぐらいなので、国が目安としている割合で収まり、適切な範囲の中であると考えている。

ただ、8万円という額はインパクトが大きいところである。

また、参考として、後期高齢では、医療分が5万円引き上がっている。子ども・子育て分が2万1,000円上がっており、トータルで7万1,000円の引き上げで、それと比較すると、同程度ぐらいの引上げになっている。

仮に8万円より、少なくしてしまうと、中間所得のほうで料率の引上げを考えなければならなくなるので、ここについてはやむを得ないと考えている。

ただ一方で、均等割と所得割の合計の金額で、子ども・子育て分が大体約半分ぐらいを占めているところを考えると、金額として、各世帯、かなり苦しい引上げになってくるところである。

資料2は、前回意見をいただいた皆さんの意見を要約して、必要な部分だけを抜き取っているのだが、意図した部分と、もし異なるようであれば、後ほど修正することも可能である。

【会長】 ただいまの説明等について、質問がある方はいるか。

【B委員】 保険料の改定の表で、子ども・子育て支援金分が加わって、大きな額になっていると思う。子ども・子育て支援金の部分について、被用者保険と比べて、国保のほうが、2倍程度負担が大きいと思うのだが、それはどういう理由によるものなのか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 被用者保険の方々も、子ども・子育て支援金制度が4月からかかるようになる。私たち共済組合も同じような形でかかる。

被用者保険の方々には企業側が負担するところがあり、それが半分程度あるというところから考えると、1人当たりの負担額というのが、国保のほうが2倍近いような見え方をしてしまう。国保の制度上、保険料という枠組みの中で必要額を賦課、徴収するところからすると、そういった構造的な、もともと持っている国保の制度上の差が、こういった1人当たりの負担額の差に結びつくのかなと考えている。

【会長】 B委員、いかがか。

【B委員】 国がそういう見解を示しているということで理解してよろしいか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 国が保険料の中で必要経費を賦課するということで制度設計をしており、そこについて、自治体のほうで何かできるということではないと思う。

【会長】 B委員、いかがか。

【B委員】 もう少し国からしかるべき説明がないと、国保はどうしても、先ほど出ていたように、構造上、負担が重くならざるを得ないということを抱えているので、いかがなものかとの間も申し上げた。行政側としては、何か国に聞いたりということも、あまりないのか。言われたらしようがないということなのか。

【会長】 子ども・子育て支援金の負担方法については、委員の皆様、個々にいろいろ考えがあると思う。今回、国は医療保険に上乘せという形にしており、社保では事業主負担があつて折半されるが、国保、あるいは後期高齢ではそれがなく、丸々個人の負担になるという、制度、仕組みの問題がある。

もともとこの子ども・子育て支援金制度そのものについて是非はあり、負担の在り方についてもいろいろ考え方はあるかと思うが、それは違う場で議論いただければと思う。

【B委員】 分かりました。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【保険年金課長】 補足だが、資料1の表は、端数計算の関係上、合計額がずれているところが幾つかあるので、その点は御容赦いただければと思う。比較額のところでは、正確な数値を示している。

【会長】 資料2について、よろしいか。

(「大丈夫である」の声あり)

【会長】 以上で質問は終わりとし、各委員より御意見をいただきたいと思うが、いかがか。

意見はないようだが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

【会長】 おおむね方向が確認できたので、皆様の意見を踏まえて答申（案）を作成したいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

【会長】 それでは休憩を解いて会議を再開する。  
事務局から答申（案）を配るので、内容の確認をお願いします。

(答申（案）配付)

【会長】 それでは、内容について事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（答申）（案）。

本協議会は、令和7年11月27日付立保保第3290号をもって諮問のあった事項について、慎重に審議し、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

- 1、諮問事項。財政健全化及び保険料について。
- 2、審議の経過。

本協議会における保険料賦課についての基本的な考え方は、「国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を行うために必要な措置として、毎年度発生する自然増（減）は当該年度に解消した上で、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入金については、財政健全化計画に基づき段階的に削減する。」としている。

令和2年度から令和6年度までは、新型コロナウイルス感染症や物価上昇による市民生活への影響を考慮し、保険料を据え置いてきたが、令和7年度は、都道府県における保険料水準の統一化に向け、法定外繰入金を段階的に縮小するため、財政健全化計画の見直しを行い、保険料の均等割額及び所得割率を引き上げることとした。また、賦課限度額については、国の定める法定上限額からの乖離が大きくなってきたことから、令和5年度及び令和6年度は2万円、令和7年度は3万円引き上げることとした。

令和8年度の保険料については、新たに賦課される子ども・子育て支援金や令和7年度税制改正に伴う保険料収入の減少といった要因を考慮する必要があることから、財政健全化計画に基づいて保険料を引き上げるかどうかについて、難しい審議となった。そうした中で、「保険料の引上げを見送った時期と同水準で物価が高騰している経済状況の中で、来年度の保険料の引上げは見送るべき。」、「引上げに賛成。きちんと自分の体を守って、医療費を下げる必要があるであり、国民皆保険を維持することを一番に考えるべき。」、「市民にとっては小さくない負担増となるが、説明がすごく大事であり、前向きで明るい方向の説明のほうが市民の同意を得ることができる。」、また、「子ども・子育て支援金による保険料引上げの影響が大きい、それによって市民生活に深刻な影響を与えることがないような保険料とすべき。低所得者が多いという国保の構造的な問題を踏まえて、引上げすべきではない。」などの意見が出された。

審議の結果、令和8年度の保険料については、財政健全化計画に基づき法定外繰入金を縮小するため、均等割額及び所得割率の引上げを行うこと、賦課限度額については、中間所得階層への影響を抑えるとともに、国の法定上限額に近づけるため、5万円引き上げることについて、賛成との意見が大勢を占めた。

なお、子ども・子育て支援金分については、法定外繰入金のさらなる拡大につながらないよう、東京都が算定する本市の標準保険料率及び国の定める賦課限度額を採用することとした。

### 3、答申事項。

財政健全化及び保険料について。

(1) 財政健全化計画に基づき、法定外繰入金を削減するため、令和8年度国民健康保険料率等は下表のとおりとするところで、基礎賦課額（医療給付費）分の所得割率については、記載のとおり現行100分の6.68が令和8年度は100分の6.85、均等割は

3万2,500円が令和8年度は3万4,200円、賦課限度額は64万円が令和8年度は66万円。後期高齢者支援金分の所得割率は、100分の2.24が100分の2.29、均等割は1万1,700円が1万2,200円、賦課限度額は23万円が25万円。続いて、介護納付金分は、100分の1.70が100分の1.73、均等割は1万4,500円が1万4,800円、賦課限度額は16万円が17万円。

子ども・子育て支援金の賦課額分は、まだ東京都から確定の通知が来ておらず、一旦は仮係数のときにお示しした100分の0.28と1,900円という数字を載せている。賦課限度額は3万円。

うち、18歳以上被保険者均等割額というのを、補足して説明させていただくが、本来、子ども・子育て支援金分というのは均等割がかかるのだが、18歳未満の方々に対しては均等割額をかけず、それを18歳以上の方々に按分して賦課するという制度になっている。そのため18歳以上の被保険者の均等割額は、今までの説明の中では、内に足し合わせた中で含めて示していたが、条例上、記載しなくてはならないので、答申の中に含めさせていただいた。

子ども・子育て支援金分の通知が来次第、数字を情報提供した上で確定させて、最終的な答申とさせていただきたいと考えており、一旦は今、仮の数字として記載させていただいている。

(2)の施行の時期は、令和8年4月1日からである。

#### 4、主な意見について。

国保財政の健全化ということであれば、子ども・子育て支援金を含めて、改めて計画の見直しを行うべき。

コロナで保険料を据置きしたことが、大きく財政に影響しており、保険料は引上げせざるを得ない。国民皆保険制度の維持は今ぎりぎりのところに来ており、皆さんの負担は大変だと思いがやむを得ない。

特定健診の受診率を上げることで、健康管理にも十分役立つだけでなく、国の保険者努力支援制度による歳入が増えるため、保険料が上がらないようにもっとアピールをしていく必要がある。

市としても予防施策や健康づくり事業を進めていくことが重要で、長期的には国保財政の安定や市民負担の軽減にもつながる。

財政健全化計画に基づく引上げに賛成。医療費の増を防ぐ方法として、ジェネリック医薬品の利用率を上げていくことがあるが、市内では9割以上となっている薬局も多くなつた。できる範囲で努力していくことが必要である。

データヘルス計画の認知度が低く、健康づくりを含めた事業を市が推進するだけでなく、被保険者自らも行動を変えるような努力がなされて納得できるものであって、現状の状況では保険料の引上げを受け入れがたい。

コロナや物価高など逆風が続く中で、厳しいことだが、財政健全化計画はみんなのためであり、相応の負担をするべきで、財政健全化計画の実行と保険料改定の引上げに賛成。

引上げには賛成。ただし、所得が少ない方への支援を忘れないようにすべき。

子ども・子育て支援金が市の国保へどのように影響するかを周知するとともに、保険料負担が増えるという事実を分かりやすく具体的に説明するとともに、減免措置制度等のより一層の周知と活用を図ることが必要である。

財政健全化計画に基づいて保険料を引き上げ、後にしわ寄せを残さないようにするべき。

国保は全体で支えるものであり、所得の低い方、高い方も必要な負担が必要。

東京都として、保険料統一という方針が明確に打ち出されており、将来、急激な保険料増額となることが強く懸念されるため、引き上げるべきであり、こうした保険料確保が医療制度の維持につながる。

保険料の据置きにより財政をかなり圧迫している状況であるため、計画どおりに引き上げ、低所得者への対策とは別枠で考えるべき。あわせて、自分自身の体を守ることにもつながるよう、特定健康診査の受診勧奨など、医療費の抑制を図る取組により注力していくことが必要。

本来、法定外繰入金は早急に保険料増改定で解消すべきだが、東京都の法定外繰入金は他県と比べ金額が大きいこと等を踏まえ、今回は財政健全化計画に基づく保険料改定に賛成。

**【会長】** ただいまの答申（案）について、意見のある方はいるか。

**【C委員】** 一般市民の方への周知というのは、どのような形になるのか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 最終的には議会での議決からスタートする形となっていく。当初の賦課が7月なので、そこに向けて、広報であったり、ホームページであったりといったところでのお知らせをする。当初納入通知書を送るときには、「立川の国保」で、何がどう変わったのかといったところと、制度を詳しく載せるようにしており、そういったところでお知らせするような形になるかなと思う。

【会長】 C委員、よろしいか。

【C委員】 分かりました。

【会長】 ほかに御意見、御質問はあるか。よろしいか。

【業務係長】 今、課長が説明したことで補足がある。

市報での「立川の国保」の特集号というのは、市の全体の広報のやり方の変更で、来年度からやらないことになったので、市報での広報は別の方法で周知をしていく予定である。

【保険年金課長】 「立川の国保」という、広報紙と一緒に挟み込みで今まで送っていたものは取りやめになる。当初納入通知書の中にも、「立川の国保」というものは入れており、2種類あったのだが、そちらのほうでは、ちゃんと制度の何が変わったのかというお知らせは今までどおりする。広報紙へ差し込みをしていた特集号は作れなくなるが、その分は別の形でお知らせしていく。

【会長】 子ども・子育て支援金があることもあり、かなりの被保険者の皆さんの負担増となっている。経費節減や広報の見直し等、立川市でもいろいろあるとは思いますが、できるだけ分かりやすく周知して欲しいという意見が多数あったので、その辺は既存の考え方にとらわれず、本当に分かりやすくPRしていただくことを、部長、副市長にもお願いします。これは本協議会の総意である。

【保健医療部長】　今回は新しい子ども・子育て分ということに対し、委員の皆様から、制度としても非常に理解しにくいという御意見が多々出た。それをどう市民の方に理解してもらった上で、この保険料を納得いただけるかといったところがあるので、これまでの方法にとらわれない形で、工夫して広報していきたいと思う。

【会長】　よろしく願います。

【D委員】　よいか。

【会長】　D委員。

【D委員】　立川市は今まで頑張って値上げをしなかった。上げるときは皆さん見るが、上げないときというのはあまり興味がないのではないかなと思うので、今まで立川市は頑張ってきたけれども、今回はという感じで説明していただければと思う。

【会長】　それでは、この答申（案）に対して反対や修正の意見がないようなので、答申（案）から（案）を取らせていただきたいと思います。また、市長への答申については、私が責任を持って行うので、会長に一任ということでよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】　異議がないので、そのようにする。

最後にその他として、事務局から願います。

【保険年金課長】　令和8年度の第1回目の運営協議会は、7月の中旬に開催を予定している。議題は、令和8年度予算や令和7年度の保健事業の実施などの報告をさせていただく予定である。

被保険者代表として務めいただいたE委員と、F委員が、次回の会議開催予定日以前に国民健康保険ではなくなってしまうため、今回、国民健康保険運営協議会委員を退任され

ることとなるので、一言御挨拶いただきたいと思います。

【E委員】 (挨拶)

【保険年金課長】 F委員、お願いします。

【F委員】 (挨拶)

【会長】 E委員、そしてF委員、誠にありがとうございました。  
本年度も皆様の御協力により答申書をまとめることができた。心から感謝する。  
それでは、本日の国民健康保険運営協議会を終了させていただく。

— 了 —